

長野県女性活躍推進会議応援事業 実施要領

1 目的

長野県女性活躍推進会議構成団体及びその会員等（以下「事業実施団体等」という。）が実施する女性の活躍推進に向けた取組（講演会・研修・プロジェクト等）を「長野県女性活躍推進会議応援事業」として承認し、取組を広く紹介することを通して女性の活躍推進の気運醸成を図るとともに、県内における女性の活躍に資する環境づくりを推進する。

2 対象団体

- (1) 長野県女性活躍推進会議構成団体
- (2) 長野県女性活躍推進会議構成団体所属の企業・団体等
- (3) その他、長野県女性活躍推進会議構成団体が推薦する企業・団体等

3 対象となる取組

一般県民あるいは団体の構成員や社員等に向けた、女性の活躍推進に係る以下のような取組とする。

- (1) 企画・方針・意思決定の段階への女性の参画を進め、女性役員やリーダーへの登用や育成を積極的に進める取組
- (2) 女性の活躍を経営・活動戦略・計画に組み入れて実行し、構成員や社員等の意識改革につなぐ取組
- (3) 男性の育児・介護への参画を促し、女性の活躍や継続就業を支援する取組
- (4) その他、女性の活躍推進に係る取組

4 承認基準

以下の内容をすべて満たす取組とする。

- ア 女性の活躍推進に有効な取組であること。
- イ 当該取組に継続性（複数回開催等）があること。
- ウ 当該取組にモデル性・先進性又は広範性（一般県民を対象を含む等）があること。
- エ 当該取組が特定の宗教団体、政党若しくはこれらの外郭団体のための活動と認められるものではないこと。

5 承認手続

承認手続等については、以下の手順により行うこと。

(1) 申請

事業実施団体等は申請書（様式1）を作成し、長野県女性活躍推進会議事務局（長野県）へ提出すること。

(2) 承認

申請書をもとに、長野県女性活躍推進会議事務局（長野労働局及び長野県）が承認基準を満たしている取組であることを確認し、その結果を当該実施団体等へ通知する。

(3) 各団体等による事業の実施

承認を受けた事業実施団体等は、実際の実施内容が申請書の内容と異なる場合は長野県女性活躍推進会議事務局（長野県）に申し出ること。

(4) 承認の取消

事業の実施に当たり、違法又は著しく公益を害する等、不相当と認められる行為がある場合は、承認を取り消すことができるものとする。

(5) 広報

承認を受けた事業については「長野県女性活躍推進会議応援事業」であることを広報に活用することができる。

また、長野県ホームページへの掲載、プレスリリースの他、構成団体の広報媒体等により取組について広く紹介する。

(6) 実施報告

事業実施団体等は、事業実施後すみやかに、事業実施報告書（様式2）を作成し、長野県女性活躍推進会議事務局（長野県）へ提出すること。

ただし、1年間以上継続して実施する取組の場合は、概ね年1回、事業実施報告書を提出すること。

附則

この要領は、平成28年5月23日から施行する。